

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

## 滋賀国民年金 事案 1017

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付を猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで

平成13年度の学生納付特例申請の手続を、平成13年5月にA町で行ったにもかかわらず、申立期間が猶予期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった翌月に、A町役場へ父と一緒に赴き、平成12年度の学生納付特例申請の手続を行った。その際、学生納付特例申請は年度ごとに行うように教示されたことから、平成13年5月に13年度の学生納付特例申請の手続を同町役場で、大学4年となった14年5月に14年度の学生納付特例申請の手続を同町役場で、それぞれ父と一緒に行った。」と主張しており、その手続に付き添ったとする申立人の父親も、同様の証言をしている。

また、申立人は、申立期間当時、B大学に在学しており、オンライン記録を見ると、平成13年1月24日に、自身の20歳の誕生月に遡って、平成12年度の学生納付特例申請の手続を、14年5月31日に、14年度の学生納付特例申請の手続を、それぞれ行っていることが確認できることから、その申立内容はオンライン記録と符合し、信憑性<sup>びよう</sup>が高いと考えられる上、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に特段の変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付を猶予されていたものと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1080

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日及び20年7月25日について、その主張する標準賞与額（32万円、35万円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を32万円、35万円及び20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日  
② 平成19年12月28日  
③ 平成20年7月25日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（32万円、35万円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日及び20年7月25日の標準賞与額（32万円、35万円及び20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（30万円、35万円及び45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円、35万円及び45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月28日  
② 平成20年7月25日  
③ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（30万円、35万円及び45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（30万円、35万円及び45万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1082

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日について、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日の標準賞与額（15万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1083

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日について、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日の標準賞与額（15万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1084

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日について、その主張する標準賞与額（84万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を84万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（84万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日の標準賞与額（84万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1085

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日について、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日の標準賞与額（15万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1086

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日について、その主張する標準賞与額（130万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を130万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（130万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日の標準賞与額（130万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1087

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日について、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日の標準賞与額（25万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1088

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年12月28日について、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年12月28日の標準賞与額（10万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1089

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成20年7月25日について、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月25日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成20年7月25日の標準賞与額（50万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（10万円、40万円及び40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円、40万円及び40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月28日  
② 平成20年7月25日  
③ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（10万円、40万円及び40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（10万円、40万円及び40万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 11 月 6 日まで  
② 昭和 41 年 11 月 21 日から 42 年 4 月 7 日まで  
③ 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
④ 昭和 42 年 8 月 1 日から 46 年 7 月 21 日まで

日本年金機構の記録では、A社、B社、C社及びD社で働いていた期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので調べてほしい。私は、結婚を契機にD社を退職したが、すぐに就職しようと考えていたので、脱退手当金をもらうことなど考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の最終勤務事業所であるD社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 46 年 7 月 21 日に喪失した後、約 1 か月後の同年 9 月 2 日に次の事業所において同資格を取得し、47 年 1 月 26 日に同資格を喪失しているものの、その後、同年 5 月 26 日に新たな事業所において同資格を取得していることが確認でき、退職後すぐに就職しようと考えていたとする申立内容に不自然さは無く、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間と脱退手当金が支給決定されたこととなっている昭和 47 年 3 月 21 日の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が、支給決定日に最も近い被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

さらに、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は旧姓のままであることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和46年6月\*日に婚姻し、改姓しており、当該婚姻による改姓後、約9か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 18 日から 42 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

脱退手当金の受給の有無についての確認依頼のはがきを送付されてきたが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので納得できない。調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②と③の間の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。当該未請求期間に係る事業所は、申立期間②に係る事業所の承継先と考えられ、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者記号番号と同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所のA事業所での厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の受給要件である24か月に満たない7か月であり、当該事業所単独では受給権が発生しないとともに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日以後、被保険者資格を取得した40人（申立人を含む。）のうち、脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者が12人確認できるところ、脱退手当金の支給記録があるのは申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成元年8月までの期間、2年9月から3年5月までの期間及び同年11月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年6月から平成元年8月まで  
② 平成2年9月から3年5月まで  
③ 平成3年11月から4年1月まで

私が19歳の時、大学で野球をしていて怪我をした大学生が、国民年金に加入していなかったため障害年金を受け取れなかったということをニュースで知り、20歳になったら国民年金に加入しなければならないと思っていた。20歳になった時はA県に住んでいたが、住民票のある所で国民年金に加入しなければならないと聞き、B県C町で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和63年\*月に、C町で加入手続を行ったと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムから、平成2年11月15日に払い出され、オンライン記録から、同年9月25日に遡って被保険者資格が取得されていることが確認できる上、同システムによりB県及びA県全域において氏名検索を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとするC町の国民年金被保険者名簿には、国民年金の資格取得日が平成2年9月25日であることが記載されており、これはオンライン記録と一致していることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間②について、申立人は、「C町で国民年金の加入手続をし、市役所や銀行等で、毎月 8,000 円から 9,000 円の保険料を納付していた。」と主張している。

しかし、C町の国民年金被保険者名簿の納付記録を確認しても、申立期間②については保険料を納付したことを示す記録が確認できない上、同名簿の記録内容は、オンライン記録とも一致する。

申立期間③について、D市の記録では、申立期間③は未納とされている上、申立人に聴取しても、国民年金保険料を納付したとする証言もなかった。

このほか、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年12月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年12月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで

申立期間当時は、A市の親方（義兄）の家に住み込みでBの仕事の見習中であり、給料は無く小遣いをもらう程度であったため、年金のことは親方任せだった。親方は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をずっと払ってしてくれたと思う。ところが、申立期間の保険料が未納とされており、納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、C県で昭和47年2月10日に払い出され、申立人は、払出時に、20歳到達時である42年\*月\*日まで遡って国民年金被保険者資格を取得の上、46年4月から国民年金保険料を納付しているが、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の義兄の国民年金手帳記号番号も、47年1月11日に払い出されており、申立人とほぼ同時期の46年2月から保険料を納付している。

また、国民年金保険料は住民票のある住所地で納付するものであるところ、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、昭和42年10月13日までは、義兄の住所と同じA市に住居登録していたが、同日から実家であるD県E町に住居票を異動させており、47年2月7日に、再度、住民票を義兄と同住所へ異動させていることが確認できるため、住民票のないA市では、申立期間のうち大半の期間の国民年金保険料は納付できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与してお

らず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の義兄からは、当時の事情を聴取することができないため、加入手続及び保険料納付の状況の詳細が不明である。

加えて、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 21 日から 40 年 1 月 6 日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認に係るハガキにより、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。A事業所退職時には、脱退手当金の支払請求をした記憶は全く無く、受給したという記憶も無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年4月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、前述の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和40年1月6日）の前後2年以内に資格を喪失した者20人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人に脱退手当金の支給記録があり、資格喪失日が申立人の直前（昭和39年12月21日）及び直後（昭和40年2月2日）の2人の脱退手当金の支給日は申立人と同日の昭和40年4月14日であることを踏まえると、事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 9 月 24 日まで  
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで  
申立期間①は、A事業所にBとして雇用され、C及びDで勤務していた。  
申立期間②は、E事業所にBとして雇用され、Fで勤務していた。  
いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無いが、加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA事業所発行の就労証明書により、昭和 60 年 4 月から同年 6 月 30 日までの期間はCにおいて、同年 7 月 17 日から同年 9 月 23 日までの期間はDにおいて勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所は、「申立人が勤務していたことは事実であるが、当時の書類は保存期限を過ぎているため、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除に係る記録は確認できない。」と回答している。

また、申立期間当時を知るG事業所の元人事担当者は、「申立期間当時、Bは、初めから6か月以上の雇用見込みがあれば厚生年金保険に加入させていたと思われる。しかし、照会事例のように最初に6か月以上の雇用見込みが無く、先の3か月と後の2か月で勤務場所が異なり、勤務が継続していないということであれば、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と証言している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和 60 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までに資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無かった。

加えて、申立人が所持している年金手帳に記載されている厚生年金保険の記

号番号は、昭和 61 年 4 月 1 日に A 事業所において厚生年金保険に加入した時に払い出されたもので、当該年金手帳の厚生年金保険の記録欄には、A 事業所の名称及び住所のゴム印が押され、被保険者となった日は、「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認でき、同手帳記号番号払出簿を確認しても、それ以前の申立期間において手帳記号番号が申立人に払い出された形跡は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出された E 事業所発行の在職証明書により、F において勤務していたことは認められる。

しかしながら、E 事業所は、「B の場合、昭和 62 年 4 月より前に厚生年金保険に加入していたのは、E 事業所 H に勤務していた B のみで、それ以外の I の J 等の社会保険の加入は、『J 等に係る社会保険の取扱いについて（通知）』に基づき 62 年 4 月からであり、申立人のように B の場合、雇用が常勤であっても、当時は厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」と回答している。

また、前述の「J 等に係る社会保険の取扱いについて（通知）」に基づき、E 事業所が、I の J 等の社会保険加入のために、厚生年金保険の適用事業所になったのは、オンライン記録から昭和 62 年 4 月 3 日であることが確認でき、申立期間②において適用事業所ではなかったことがうかがえる。

なお、E 事業所 H については、昭和 43 年 11 月 1 日に適用事業所となっていることから、同事業所に厚生年金保険の加入記録がある者に照会したところ、前述の同事業所の回答どおり、いずれも勤務場所が同事業所 H 内であったことが確認でき、I で B として勤務していた者は確認できなかった。

さらに、E 事業所から提出された申立人の J 給料決定表の附属書類には、申立人の勤務していた期間のうち、平成 2 年 1 月 26 日から 3 年 3 月 4 日までの期間及び同年 7 月 20 日から 4 年 3 月 23 日までの期間は社会保険に加入していたことを示す「社」の印が記されているが、申立期間②に当たる昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 3 月 30 日まではこの印が無いことが確認でき、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、「当時は雇用保険にも加入していて、失業等給付を受け取った。」と主張しているものの、雇用保険の記録では、F を退職した 2 日後の昭和 61 年 4 月 1 日に A 事業所において資格を取得していることから、失業等給付を受けたとする主張と符合しないほか、申立期間①及び②ともに雇用保険の加入記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月25日から2年9月25日まで  
② 平成3年11月25日から4年1月1日まで

私は、平成元年9月から、A県のB市にあったC事業所(又は、D事業所)という所で、Eとして勤務していた。また、平成3年6月から勤務していたF事業所を退職するときに、同年11月分及び12月分の厚生年金保険料を払っておくよう会社へ頼んでいたのに、その期間の厚生年金保険の記録が無い。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が当時勤務していたとする事業所の所在地をA県B市としていることから、オンライン記録において、同市に所在する厚生年金保険の適用事業所として確認できたG事業所に対して、申立人の在籍照会をした結果、同社は、「当時の従業員の内籍を確認する賃金台帳等は保存していない上に、申立期間当時から在籍している従業員はほとんどおらず、該当する従業員数名に確認したが、申立人のことを知る者はいなかった。」と回答している。

また、オンライン記録から申立期間①にG事業所において厚生年金保険の被保険者であった18人に照会をしたところ、6人から回答があり、そのうち1人から申立人を知っているとの回答を得たことから、その元同僚と思われる者に確認したが、申立人の名前に記憶があるとするのみで、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が勤務したとする事業所の所在地をB市とするものの、所在地に関する具体的な証言が無いことから、事業所名簿検索システムによりA県

下でC事業所又はそれに類似する名称で厚生年金保険の適用事業所になっている事業所4社について調査したが、いずれの事業所においても申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。

申立期間②について、申立人は、「F事業所には平成3年11月下旬頃まで勤務し、それ以降は出勤しなくなったが、退職届を会社に提出した覚えも無く、健康保険証もすぐに返さなかった。最後の給与を受け取らずに、同年11月分及び12月分の厚生年金保険料に充てるように頼んであり、この期間は厚生年金保険の被保険者となっているはずである。」と主張している。

しかし、F事業所から提出された「労働者名簿兼被保険者台帳」の写しを見ると、申立人の退職日を平成3年11月24日、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年11月25日としていることが確認でき、当該記録は、オンライン記録とも一致する。

なお、F事業所は、「当時、申立人が勤務していたのは間違いないが、申立人に関する記録・資料は、申立人に係る『労働者名簿兼被保険者台帳』のほかには残っておらず、申立期間の厚生年金保険への加入及び保険料の控除については確認できない。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の加入記録においても、F事業所に係る被保険者記録は平成3年6月26日資格取得、同年11月24日離職となっており、雇用保険の離職日の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 18 日から 40 年 12 月頃まで  
② 昭和 40 年 12 月頃から 42 年頃まで

国（厚生労働省）の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間は1か月となっているが、A社及びB社は同一事業主であり、どちらの事業所において厚生年金保険に加入していたかははっきりとは覚えていないが、昭和38年から40年頃までの約2年間は加入しているはずだ。また、C社での厚生年金保険被保険者資格取得日は38年11月1日、被保険者期間は1か月となっているが、入社は40年12月頃であり、退職する42年頃までは厚生年金保険に加入していたはずだ。現在の年金記録はおかしいので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社及びB社の元事業主は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保有しておらず、申立人の雇用形態、勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができなかった。

また、A社及びB社に勤務していた複数の同僚から、「申立人のことは覚えているが、入社して1～2か月後には退職したと思う。」との供述を得た。

さらに、B社の商業・法人登記簿謄本を見ると、会社の設立日は昭和38年11月1日であることが確認でき、同社が厚生年金保険の適用事業所になった39年2月1日以降に同社に勤務していた複数の同僚から、「D（申立人の弟）という者が勤務していたことは覚えているが、申立人が勤務していたことは知らない。また、当時、兄弟で勤務していたことはなかったと思う。」との供述を得た。

加えて、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①に

において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、C社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保有しておらず、申立人の雇用形態、勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、当時の同僚に聴取しても、申立人の雇用形態、勤務状況及び厚生年金保険の加入状況に係る供述が得られない。

また、申立人は、「給料は途中から出来高払であった。」と供述していることから、入社以降に雇用形態又は賃金形態が変更になったことがうかがえ、変更後、C社は申立人について厚生年金保険に加入させていなかった可能性も否定できない。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 3 日から 36 年 5 月 21 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 27 日から 37 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 1 月 1 日から 40 年 2 月 21 日まで

年金記録では、厚生年金保険に加入していた申立期間の脱退手当金を受給したことになるが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

また、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 9 月 4 日から 42 年 8 月 1 日まで

年金記録では、厚生年金保険に加入していた申立期間の脱退手当金を受給した事になっているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで  
申立期間に係る脱退手当金が昭和 38 年 9 月 18 日に支給されているとのことだが、私は受け取った記憶が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 9 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度が創設され公的年金制度相互間の通算調整が実施されており、申立人は、当該時期において、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しているものの、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、当時、年金制度に関心が無かった旨供述していることから、申立人が公的年金を継続する意思を有していたとまでは言い難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 16 日から 46 年 12 月 1 日まで  
昭和 46 年頃、妊娠中で流産のおそれがあったため入院を余儀なくされ、勤務していたA事業所を退職したが、退職金や脱退手当金を受け取った記憶は無い。また、同事業所からは脱退手当金についての説明を受けなかったと思う。当時、私は既に結婚しており、夫は公務員であり生活には困っていなかった。調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B年金事務所において保管されている申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、「現金 47. 1. 25 支払済」の押印があるとともに、昭和 47 年 1 月 25 日に脱退手当金を受領した旨の申立人の氏名の記載及び押印が確認できる。

また、同脱退手当金裁定請求書の事業所の名称及び所在地欄には「A事業所」及び「C市D」のゴム印が押されており、申立人に係る脱退手当金について事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和47年1月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、当該裁定請求書において、同期間は記載されていない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）において、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であつ

たことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。